

発議案第1号

義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第2項の規定により、意見書を提出します。

令和元年6月28日

鎌ヶ谷市議会教育福祉常任委員会

委員長 針 貝 和 幸

副委員長 後 関 俊 一

委 員 松 原 美 子

富 田 信 恵

矢 崎 悟

泉 川 洋 二

河 内 一 朗

勝 又 勝

提案理由

子どもたちの健全育成をめざし、豊かな教育を実現させるとともに、子どもたちの教育環境の一層の整備をめざし、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の確保を要望するものです。

義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の機会均等やその水準の維持向上を図る義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

現在、社会の変化とともに子どもたちを取りまく環境も変化しており、教育諸課題や安全確保等の課題が山積しています。

このことから、この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、子どもたちの教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫し、教育格差をもたらすなど義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。子どもたちにとって最善の教育環境を実現していくためには、国が最低保障として財政的に下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。

よって本市議会は、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるとともに、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があることから、義務教育費国庫負担制度の堅持と次の事項を中心として、来年度に向けての必要な教育予算の確保を要望します。

- 1 震災からの教育復興に関わる予算の拡充を十分にはかること。
- 2 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算を拡充すること。
- 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月28日

千葉県鎌ケ谷市議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
総務大臣 石田 真敏 様
財務大臣 麻生 太郎 様
文部科学大臣 柴山 昌彦 様

発議案第2号

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済等を求める意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第2項の規定により、意見書を提出します。

令和元年6月28日

鎌ヶ谷市議会教育福祉常任委員会

委員長 針 貝 和 幸

副委員長 後 関 俊 一

委 員 松 原 美 子

富 田 信 恵

矢 崎 悟

泉 川 洋 二

河 内 一 朗

勝 又 勝

提案理由

建設業従事者のアスベスト被害者とその遺族が生活できる補償を実施するとともに、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに講じ、アスベスト問題を早期に解決するよう要望するものです。

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済等を求める意見書

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによる健康被害は、建設業従事者のみならず、多くの国民に広がっています。現在でも、建物の改修や解体に伴うアスベストの飛散が続いています。また、建物の倒壊を招く地震などの自然災害による健康被害の拡大も危惧されるところであります。

アスベストによる健康被害は、欧米諸国では製造業従事者に多くの被害者が出ているのに対し、日本では建設業従事者に多大な被害が生じていることが特徴です。これは、日本においてはアスベストの多くが建設資材等として建設現場で使用され、建築基準法などで不燃化・耐火工法として、アスベスト含有建材が多く使用されてきたことも原因の一つと考えられます。加えて、アスベスト含有建材製造企業等が、十分な対策を講じてこなかったことも要因の一つであります。

特に建設業は、重層下請け構造であることや従事者が多くの現場で作業することから、労災に認定されることにも困難が伴っており、また、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もないのが実情であります。「石綿による健康被害の救済に関する法律」による救済も十分なものではなく、同法の抜本改正が求められるところであります。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、建設業従事者のアスベスト被害者とその遺族が生活できる補償を実施するとともに、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに講じ、アスベスト問題を早期に解決するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月28日

千葉県鎌ケ谷市議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 根本 匠 様
経済産業大臣 世耕 弘成 様
環境大臣 原田 義昭 様
国土交通大臣 石井 啓一 様